衛研発第１１０６００１号
令和８年１１月６日

各関係機関の長　殿

国立医薬品食品衛生研究所長
（　公　印　省　略　）

再生・細胞医療製品部　第二室長の公募について

謹啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、この度、当所再生・細胞医療製品部において第二室長を公募することとなりました。つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

１．職名
　再生・細胞医療製品部　第二室長（厚生労働技官・研究職）　１名

２．業務内容
　再生・細胞医療製品部は、再生医療等製品（遺伝子治療用製品を除く）並びに細胞又は組織を利用して製造される医薬品及び医療機器の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行っている。このうち第二室では、再生医療製品（再生医療等製品のうち、人又は動物の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成に使用されることが目的とされている物をいう。）並びに細胞又は組織を利用して製造される医療機器の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行っている。
　今回募集する第二室長は、これらの研究業務を自らあるいは室員を指導・統括して実施すると共に、関係分野における行政支援活動に従事する予定である。

３．応募資格
（１）薬学系、医学系、理学系あるいは生命科学系の研究領域において博士号を取得後、概ね１０年以上の研究経験を有すること
（２）再生医療、組織工学、幹細胞生物学、分子生物学などの基礎及び応用研究に関する十分な知識、経験及び業績を有すること
（３）再生医療等製品の品質、安全性、有効性に関するレギュラトリーサイエンス研究を自ら立案するに足る専門的知識と経験、並びに望ましくは業績を有し、自らこれを遂行する能力と意欲を有していること
（４）研究所内外の研究者と協力・連携して試験・研究を遂行でき、研究室員を指導・掌握する管理能力と協調性を有すること
（５）厚生労働省所管の国立研究機関における試験・研究業務の意義と責務を理解し、必要な行政支援活動に対して積極的に取り組む意欲を有すること
（６）外国人との専門分野の打ち合わせや、討論を行うに足る英語力を有すること

４．提出書類
（１）履歴書（https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html）に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに高等学校卒業以降の学歴・職歴、所属学会・教育歴、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6 か月以内に撮影）を添付すること
（２）現在までの主要研究概要（Ａ４用紙３ページ、カラー可）
（３）研究実績目録（原著論文、総説・解説、単行本、国際学会、招待講演、知的財産、受賞歴等）及び主要論文別刷（５編以内、総説も可）
（４）将来への抱負（陳述書）（Ａ４用紙２ページ）
（５）学位記（写し）あるいは学位を証明するもの
（６）現在までの競争的研究費獲得状況
（７）推薦状（複数可）
（８）着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
（９）障害をお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類
※各書類が複数枚になる場合はクリップ止めにすること（ステープラは使用しない）。
※（２）～（４）、（６）～（９）は様式自由。
※応募書類は返却しません。
※下記【備考】（１）～（４）に該当する者は応募できません。

５．応募締切日
令和８年１２月２３日（水）１３時（必着・締切厳守）

６．選考採用試験
（１）書類選考　令和９年１月上旬（予定）
（２）面接試験　令和９年１月下旬（予定）
※面接には、１５分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所
※最終合格発表は1月下旬に文書(電子メール等)にて通知予定

７．採用予定年月日
令和９年４月１日（予定）（事情により応相談）
※着任時期について希望がある場合は、４．提出書類（８）の書類を提出すること。

８．処遇
（１）給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。

＜モデル年収＞
室長 経験年数満１５年
研究職俸給表 ４級１５号俸 年収約 850 万円程度（月収約 57 万円程度）
※ 上記は俸給、地域手当と期末手当・勤勉手当（標準成績の場合）により暦年（１～12 月）での報酬水準を試算したものです。住居手当 28,000 円、超過勤務時間 12 時間の金額を含んで試算しています。これ以外に、個人の状況・勤務状況に応じて、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当等の諸手当が支給されます。 なお、当該金額は、共済掛金等の控除前のものであり、手取り年収ではありません。

（２）１週間当たりの勤務時間は３８時間４５分（週休２日制）である。
（３）年２０日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により２０日より少ない日数となります。）の

ほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されている。

９．勤務地
国立医薬品食品衛生研究所（神奈川県川崎市川崎区殿町３－２５－２６）

１０．書類提出先
〒２１０－９５０１　神奈川県川崎市川崎区殿町３－２５－２６
国立医薬品食品衛生研究所長
※　応募書類の封筒には「再生・細胞医療製品部第二室長　応募書類在中」と朱書のうえ、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

１１．本件問い合せ先
国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長　柴田 彩乃
電話：０４４－２７０－６６００　内線１１０３
E-mail: ayano-shibata@nihs.go.jp

【備考】
（１）日本国籍を有しない者
（２）国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者
① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者
③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（３） 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
（４） 採用予定時期までに国家公務員法第８１条の６に定める定年に達する者（令和９年度における定年年齢は６３歳）